

第 1 2 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和元年 1 2 月 1 7 日 (火) 午前 1 0 時 0 0 分

場 所 津市水道局 2 階 大会議室

出席部会委員 1 太田 義政・2 田中 康章・3 田村 明・4 東海 光政
5 村澤 藤次・8 喜多 義幸・9 片岡 正春・10 牧野 礼吉
11 清水 喜代己・12 海野 要・13 内藤 正敏・19 草深 みつよ
21 坂野 大徹・23 川邊 千秋

以上 1 4 名

欠 席 委 員

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第 1 農地部会長 太田 義政

事 務 局 職 員 藤井事務局長・竹田主査

総 合 支 所 河芸：後藤副主幹 美里：倉田主事補 安濃：横井担当副主幹
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当主幹

議 事 録 署 名 者 11 清水 喜代己・12 海野 要

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について (賃貸借権)
報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について (使用貸借)
報告第 7 号 時効取得による所有権の移転について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)
議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定
について (別冊)

議 事 の 次 第

議 長 それでは第12回第1農地部会を開催させていただきます。
本日の欠席はございません。出席委員は14名です。
それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
11番 清水 喜代己委員、12番 海野 要委員よろしくお願いします。
まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から第7号
まで、事務局から一括して報告をお願いします。

事 務 局 議案書の1ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から5で、合計件数は5件、合計面積は田で、17,988㎡です。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解
約したものです。

2ページから5ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ござい
ます。
番号1から7で、合計件数は7件、合計面積は38,445.29㎡、その
内訳は田が30,370㎡、畑が7,116.29㎡、登記簿地目が池沼とあ
るものを他としまして959㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性があり
ますので、届出人に対して指導しております。

6ページをお願いいたします。
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、ござ
います。
番号1、共同住宅用地
番号2、住宅敷地用地
でございます。
以上、件数は2件、面積は田で、877㎡でございます。

7ページから8ページをお願いいたします。
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権
移転）、でございます。
番号1、運動場用地 番号2、駐車場用地
番号3、共同住宅用地 番号4、駐車場用地
番号5から番号7、一般個人住宅用地
番号8、長屋住宅用地 番号9、番号10、一般個人住宅用地
番号11、駐車場用地 番号12、宅地分譲用地
番号13、駐車場用地 番号14、太陽光発電施設用地
番号15、資材置場用地

でございます。

以上、件数は15件、合計面積は8,156.16㎡で、その内訳は田が3,466.16㎡、畑が4,690㎡、でございます。

9ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1、太陽光発電施設用地でございます。

以上、件数は1件、面積は田で、1,730㎡でございます。

10ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1、番号2、一般個人住宅用地でございます。

以上、件数は2件、面積は田で、1,154㎡でございます。

11ページをお願いいたします。

報告第7号 時効取得による所有権の移転について、でございます。

番号1、権利者 _____ 株式会社 代表取締役 _____、申請地は田で、面積が711㎡、取得年月日は、平成2年11月1日でございます。

この案件につきましては、権利者が当該土地を20年以上にわたり、自己の所有地として維持管理してきたことで、取得時効が成立しています。

なお、申請地は既に _____ 用地として転用されているため、権利者当人に連絡をし、指導をしております。

番号2、権利者 _____、申請地は畑で、面積が69㎡、取得年月日は、昭和21年月日不詳でございます。

この案件につきましては、権利者が当該土地を20年以上にわたり、自己の所有地として維持管理してきたことで、取得時効が成立しています。

以上、件数は2件、合計面積は780㎡で、その内訳は田が711㎡、畑が69㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

議 長

事務局より報告があったとおりでございますので、よろしくお願いします。
それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）についてですが、番号1に関しましては、 _____ 委員に関する案件です。

先に番号1の採決をし、その後、番号2から番号11の案件について採決したいと思います。

それでは、番号1に関し、農業委員会等に関する法律、第31条の議事参与

の制限に該当しますので、_____委員の一時退室をお願いしたいと思います。

< 退 室 >

議 長 それでは、番号 1 の説明を事務局お願いします。

事 務 局 1 2 ページをお願いいたします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号 1、地区 大里、受人 _____、面積 7 8, 3 2 7 m²、渡人 _____、面積 6, 7 5 2 m²、申請地 大里野田町池田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 5, 0 2 3 m²。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

議 長 事務局の説明が終わりました。番号 1 について、地元委員の意見を伺います。番号 1、地区 大里お願いいたします。

田中委員 2 番田中です。地元推進委員と現地を見ましたところ、事務局の説明通り問題はございませんでした。

議 長 番号 1 について、担当委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 < 一同 異議なし >

議 長 それでは異議なしと認め、番号 1 については、許可をすることに決定いたします。

_____委員入室して下さい。

< 入 室 >

議 長 それでは、番号 2 から番号 1 1 の説明を事務局お願いします。

事 務 局 番号 2、地区 大里、受人 _____、面積 3 2, 5 1 9 m²、渡人 _____、面積 1 0, 6 9 0 m²、申請地 大里野田町南所 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 6 7 9 m²。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人からの要望により、申請地を譲り受けるものです。

番号 3、地区 白塚、受人 _____、面積 2, 0 1 4 m²、渡人 _____、面積 2, 3 6 5 m²、申請地 白塚町小山 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 6 1 4 m²。

これにつきましては、受人および渡人の自作地相互の交換によるものです。

なお、当地区の下限面積は、2, 0 0 0 m²となっております。

番号4、地区 白塚、受人 _____、面積 2,365 m²、渡人 _____、面積 2,014 m²、申請地 白塚町北永定____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 413 m²。

これにつきましては、受人および渡人の自作地相互の交換によるものです。
なお、当地区の下限面積は、2,000 m²となっております。

番号5、地区 櫛形、受人 _____、面積 614 m²、渡人 _____、面積 8,131 m²、申請地 殿村折敷田____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,394 m² 外2筆、合計面積 8,131 m²。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 雲出、受人 _____、面積 14,517 m²、渡人 _____、面積 2,550 m²、申請地 雲出伊倉津町長藤前____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,433 m²。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため、営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号7、地区 雲出、受人 _____、面積 14,517 m²、渡人 _____、面積 2,373 m²、申請地 雲出伊倉津町網高峯____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,835 m²。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号8、地区 雲出、受人 _____、面積 14,517 m²、渡人 _____、面積 2,770 m²、申請地 雲出伊倉津町網高峯____、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,558 m²。

これにつきましては、受人は、労力不足により、営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号9、地区 高野尾、受人 _____、面積 4,544 m²、渡人 _____、面積 554 m²、申請地 高野尾町新出____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 468 m²。

これにつきましては、受人は、遠方により営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号10、地区 上野、受人 _____、面積 63,525 m²、渡人 _____、面積 4,889.91 m²、申請地 河芸町上野上ノ垣内____、台帳地目・現況地目とも田、面積 839 m² 外5筆、合計面積 1,679 m²。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号11、地区 安濃、受人 _____、面積 241,959 m²、渡人 _____

____、面積 1, 237 m²、申請地 安濃町安濃西川原____、台帳地目・現況地目とも田、面積 650 m²。

これにつきましては、受人は、兼業のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は11件、合計面積は23, 483 m²で、その内訳は田が21, 309 m²、畑が2, 174 m²でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。番号2から番号11の地元委員の意見を伺います。

番号2、地区 大里お願いします。

草深委員 19番草深です。地元推進委員と田中農業委員と現地を確認いたしましたが、何もありませんでした。よろしくお願いします。

議長 番号3、番号4、地区 白塚お願いします。

田村委員 3番田村です。12月9日に地元推進委員と現地を確認しました。事務局説明通り何ら問題ありませんでした。

議長 番号5、地区 櫛形お願いします。

川邊委員 23番川邊です。12月9日に申請に基づき現地確認いたしました。3筆有り、1筆は大豆、1筆はキャベツ、1筆は小麦でした。特に問題ありません。

議長 番号6から番号8、地区 雲出お願いします。

村澤委員 5番村澤です。地元推進委員と現地確認いたしました。何の問題もありませんでした。

議長 番号9、地区 高野尾お願いします。

田中委員 2番田中です。地元推進委員3名と現地確認いたしましたところ、何の問題もありませんでした。

議長 番号10、地区 上野お願いします。

喜多委員 8番喜多です。地元推進委員と現場を確認いたしました。事務局の説明通り

何の問題ありませんでした。

議 長 番号 1 1、地区 安濃お願いします。

海野委員 1 2 番海野です。1 2 月 9 日、地元推進委員、内藤農業委員、事務局と現地確認しました。特に問題ないということでした。

議 長 番号 2 から番号 1 1 について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、番号 2 から番号 1 1 については、許可をすることに決定いたします。

議 長 次に議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 1 4 ページをお願いいたします。
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、でございます。

番号 1、地区 新町、申請者 _____、申請地 南河路備後_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 3 3 0 m²。

これにつきましては、申請地を近隣にある店舗及び福祉施設等のため、1 4 台分の貸駐車場用地として、整備しようとするものです。

農地区分は、第 3 種農地と判断されます。

番号 2、地区 明合、申請者 _____、申請地 安濃町戸島川南_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 4 5 9 m²。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫・車庫・駐車場用地とするものですが、昭和 4 9 年頃より、既にこの目的で利用している旨の始末書が提出されており、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

番号 3、地区 明合、申請者 _____、申請地 安濃町戸島北川原_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 3 9 5 m² 外 1 筆、合計面積 7 2 8 m²。

これにつきましては、申請地を自己が経営する建設業の倉庫及び資材置場用地とするものですが、平成 1 2 年頃より、既にこの目的で利用している旨の始末書が提出されており、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

以上、件数は 3 件、合計面積は 1, 5 1 7 m²で、その内訳は田が 3 3 0 m²、畑が 1, 1 8 7 m²でございます。

いずれの案件につきまして、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 新町お願いします。

川邊委員 23番川邊です。12月9日に申請に基づき地元推進委員と現地確認をいたしました。問題なしでございます。以上です。

議 長 番号2、番号3、地区 明合お願いします。

海野委員 12月9日の日に、地元推進委員、内藤委員、事務局と現地確認をいたしましたが、問題なしの判断をさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

議 長 番号1から番号3について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定いたします。

議 長 次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 15ページをお願いいたします。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 白塚、受人 _____、渡人 _____、申請地 白塚町九門久_____
、台帳地目・現況地目とも田、面積 244㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、近隣で自己が営む電気工事業の資材置場用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 高茶屋、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 高茶屋小森町犬塚_____
、台帳地目・現況地目とも田、面積 656㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、264㎡、パネルの設置率は、転用面積の40.2%に

なります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 雲出、受人 合同会社 _____ 代表社員 _____、渡人 _____、申請地 雲出島貫町北浦 _____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 152㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、社会福祉法人で製造された商品の受け渡し場所として、駐車場を整備しようとするものですが、昭和40年頃より、近隣住民の臨時的駐車場として既に利用している旨の始末書が提出されており、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号4、地区 大里、受人 有限会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 大里山室町小屋ヶ谷 _____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 249㎡。

これにつきましては受人は、近隣の山林を中心として太陽光発電事業を計画しているため、伐採した後の木材を置くための、木材置場を整備しようとする渡人より申請地を譲り受けるものですが、平成元年頃から一定期間、土地所有者の先代が建設会社に資材置場として賃貸し、既に利用していた旨の始末書が提出されており、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 上野、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 河芸町西千里風ヶ坂 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 429㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、396.00㎡、パネルの設置率は、転用面積の92.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 長野、受人 _____、渡人 _____、申請地 美里町南長野中村 _____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 95㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものですが、昭和63年頃より、既にこの目的で利用している旨の始末書が提出されており、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 草生、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町草生天神前 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 104㎡ 外1筆、合計面積 395㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、469.44㎡、パネルの設置率は、一体利用地を含む転用面積の62.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 明合、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 安濃町野口大谷 _____、台帳地目・現況地目とも
畑、面積 109㎡。

これにつきまして、隣接地で建設業を営む受人は、今後事業拡大していくこ
とから、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 香良洲、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____ 外1名、申請地 香良洲町山添 _____、台帳地目・現況地
目とも畑、面積 578㎡ 外2筆、合計面積 1,030㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、698.4㎡、パネルの設置率は、一体利用地を含む転
用面積の52.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は9件、合計面積は3,359㎡、このうち田が2,091㎡、
畑で1,268㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、
許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 白塚お願いします。

田村委員 3番田村です。12月9日に、地元推進委員と現地確認をいたしました。特
に問題なく、事務局説明通りなので、よろしくお願いいたします。

議 長 番号2、地区 高茶屋お願いします。

村澤委員 5番村澤です。何ら問題ありません。

議 長 番号3、地区 雲出お願いします。

村澤委員 5番村澤です。12月9日に現地確認を行った際、地元推進委員より、隣接
する田んぼの進入に支障がないよう、ブロックやフェンスを設置しないよう要
望しました。あとは問題ありません。

議 長 番号4、地区 大里お願いします。

草深委員	19番草深です。12月9日に、地元推進委員と、田中農業委員と事務局の方と現地確認をいたしました。何も問題ありませんでした。
議 長	番号5、地区 上野お願いします。
喜多委員	8番喜多です。地元推進委員と現地を確認いたしましたが、何も問題なしをいうことで、事務局の説明通りですので、よろしくお願いします。
議 長	番号6、地区 長野お願いします。
清水委員	11番清水です。12月9日、地元推進委員と現場を確認したところ、何も問題ないということで、よろしくお願いします。
議 長	番号7、地区 草生お願いします。
内藤委員	13番内藤です。12月9日、海野農業委員、地元推進委員と現地確認を行いました。何も問題ございませんので、よろしくお願いします。
議 長	番号8、地区 明合お願いします。
海野委員	12番海野です。12月9日、地元推進委員、内藤委員、事務局と現地確認いたしました。問題なしと判断いたしました。よろしくお願いします。
議 長	番号9、地区 香良洲お願いします。
村澤委員	12月9日、会長、部会長、事務局、地元推進委員と現地確認いたしました。別に何の問題もありません。
議 長	番号1から番号9について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。
議 長	次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	16ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。
	番号1、地区 草生、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、

渡人 _____、申請地 安濃町安部上津見_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 149㎡ 外1筆、合計面積 252㎡。

これにつきましては、林業全般の業務を手掛ける借人は、申請地付近一帯の山林を2年かけて間伐するため、貸人との間に2年間の賃貸借権を設定し、間伐事業を行うための仮設事務用地として、一時転用するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は田で252㎡でございます。

この案件につきまして農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 草生お願いします。

内藤委員 13番内藤です。12月9日、海野農業委員、地元推進委員と現地を確認いたしました。事務局の説明通りでしたので、よろしくお願いします。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたします。

議 長 次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。

事務局 17ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 大里、受人 _____ 外1名、渡人 _____、申請地 大里川北町岡_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 317㎡の内159.97㎡ 外1筆、合計面積 216.41㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を農家住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は畑で216.41㎡でございます。

この案件につきまして農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要

件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 大里お願いします。

草深委員 19番草深です。12月9日に地元推進委員、事務局の方と確認させていただきました。何も問題ありませんでした。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定いたします。

議 長 次に別冊でお配りしました、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

議 長 事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で119, 845㎡、畑の使用貸借で306㎡、契約件数は52件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で67, 412㎡、契約件数は29件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借で88, 875㎡、畑の賃貸借で3, 252㎡、契約件数は20件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で13, 820㎡、契約件数は5件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で19, 347㎡、契約件数は9件でございます。

香良洲地区につきましては、契約ございませんでした。

以上合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて309,299㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて3,558㎡、合計契約件数は、115件、合計面積は312,857㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区19件、河芸地区11件、安濃地区17件、芸濃地区3件、美里地区1件で合計51件、合計面積は217,985㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で44.3%、面積で69.7%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

まず、整理番号4についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長

この件について、いかがでしょうか。

部会委員

< 一同 異議なし >

議長

ありがとうございました。

_____委員入室してください。

< 入 室 >

議長

次に、整理番号17についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長

この件について、いかがでしょうか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございました。 _____委員入室してください。
	< 入 室 >
議 長	次に、整理番号３９、ほか３件についてです。 _____委員、一時退室をお願いします。
	< 退 室 >
議 長	この４件について、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございました。 _____委員入室してください。
	< 入 室 >
議 長	次に、整理番号８１、ほか１件についてです。 _____委員、一時退室をお願いします。
	< 退 室 >
議 長	この２件について、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございました。 _____委員入室してください。
	< 入 室 >
議 長	次に、整理番号８９、ほか９件についてです。 _____委員、一時退室をお願いします。
	< 退 室 >
議 長	この１０件について、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございました。

_____委員入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは議案第 6 号について、すべて適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

以上で第 1 2 回第 1 農地部会を終了いたします。

午前 1 1 時 0 0 分

上記は、第 1 2 回第 1 農地部会の議事を録したものである。

令和元年 1 2 月 1 7 日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____